

# 学校感染症による出席停止の取り扱いについて

学校においては、教育の場・集団生活の場として望ましい学校環境を維持し、児童生徒が健康な状態で教育を受けることができるよう、感染症の予防をすることが重要です。このため学校保健安全法施行規則において、学校感染症（学校において予防すべき感染症）の種類と出席停止期間等について定められています。

以下の内容について、ご理解ご協力をお願いします。

## ☆学校感染症の種類と出席停止期間

	病名	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	症状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	【下記は条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの】	
	溶連菌感染症	抗生剤治療開始後24時間を経て全身症状がよくなるまで
	手足口病	発熱、口内疹などの急性症状が消退して、全身状態が安定するまで
	伝染性紅斑	発疹のみで全身状態が良ければ登校可能
	その他の感染症*	症状が改善し、全身状態が良くなるまで

\*「その他の感染症」とは、感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）、マイコプラズマ感染症、ヘルパンギーナ、ウイルス肝炎等をいいます。

【通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症】

アタマジラミ、水いぼ（伝染性軟属腫）、伝染性膿痂疹

\*上記の学校感染症にかかった場合は、学校に連絡の上、速やかに医療機関で受診してください。

**当校の可否については、主治医の判断に従ってください。**

\*登校の開始について

保護者が「**学校感染症への罹患報告書**」に記入し、**感染症への罹患を証明できるもの**（処方された薬の説明書のコピー等）を添付して、登校の際に保健室に提出してください。

○インフルエンザと診断された場合は、保護者が「**インフルエンザ治癒報告書**」に必要事項を記入し、登校の際に保健室に提出してください。（「登校許可証明書」は必要ありません。）

\*学校感染症にかかり出席停止となった場合は、欠席扱いになりません。

\*不明な点がありましたら、保健主事または養護教諭にお問い合わせください。